

国際教育協力プロジェクトリストについて

本書の作成にあたり、JICA 研究所は本書の検討委員会を組織した。検討委員会は、本書作成のための基礎資料として、1950 年度から 2015 年度の間に JICA（その前身の組織を含む）が実施したプロジェクト型の国際教育協力事業を協力形態別（技術協力、無償資金協力、有償資金協力（円借款））に抽出し、国際教育協力プロジェクトリストにまとめた。このリストに掲載されたプロジェクトの協力形態と選定基準は以下のとおりである。

1. 掲載プロジェクトの協力形態と出典

(1) 技術協力

技術協力事業は、「開発途上国の課題解決能力と主体性（オーナーシップ）の向上を促進するため、専門家の派遣、必要な機材の供与、人材の日本での研修などを通じて、開発途上国の経済・社会の発展に必要な人材育成、研究開発、技術普及、制度構築を支援する取り組みⁱ」である。本書では、「政府開発援助（ODA）国別データ集ⁱⁱ」に掲載されているすべての技術協力プロジェクトから、教育分野のプロジェクトを抽出した。これには、技術協力プロジェクト（プロジェクト方式技術協力、センター協力等の旧呼称のものを含む）、開発調査、地球規模課題対応国際科学技術協力プロジェクト（SATREPS）、円借款附帯プロジェクトが含まれている。

(2) 無償資金協力

無償資金協力は、「開発途上国に資金を贈与し、開発途上国が経済社会開発のために必要な施設を整備したり、資機材を調達したりすることを支援する形態の資金協力ⁱⁱⁱ」である。本リストでは「政府開発援助（ODA）国別データ集^{iv}」に掲載されている 1 億円以上の無償資金協力のプロジェクトから、教育分野のプロジェクトを抽出した。なお、1 億円未満であっても、国債案件で予算が複数年度に分かれた結果 1 億円未満となった案件や詳細設計調査及び人材育成奨学計画については 1 億円未満の案件でもリストに含めた。プロジェクトの実施年度は、交換公文を署名した年度とした。

(3) 有償資金協力（円借款）

円借款は、「開発途上国に対して低利で長期の緩やかな条件で開発資金を貸し付けることにより、開発途上国の発展への取組みを支援^v」する事業である。本リストでは、JICA ウェブサイトの「円借款案件検索^{vi}」から、教育分野のプロジェクトを抽出した。同サイトで業種が「教育」ではないプロジェクトであっても、教育分野の支援が含まれるプロジェクトは抽出の対象とした。プロジェクトの実施年度は、借款契約を調印した年度とした。

2. プロジェクトの分野と選定基準

(1) 基礎教育

就学前教育、初等教育、中等教育（後期中等教育を含む）、ノンフォーマル教育の拡充もしくは改善を目指したプロジェクトを選定した。ただし、後期中等教育のうち、技術教育・職業訓練分野の案件は、基礎教育のプロジェクトには含めていない。

(2) 職業訓練・技術教育（TVET）

TVET の概念は広範囲にわたるため、本書では教育開発の分野で通常 TVET とみなされる範囲に限定した。具体的には、①教育・訓練機関の強化を目指したプロジェクト、②特定の社会グループ（貧困層、女性、障がい者、除隊兵士など社会的脆弱層）のエンパ

ワメント（能力強化や自律的な行動促進）の手段として、職業や生活のための技能訓練を行ったプロジェクト、③TVET 行政の向上を目指したプロジェクトを選定した。一方、教育・訓練機関以外の場所で教育・訓練活動が行われているプロジェクトは除外した（例えば、生産活動現場での技能訓練など）。また、教育・訓練機関の強化に関するプロジェクトであっても、公務員・保健人材・教員・農業普及員の育成など、公的セクターの人材育成プロジェクトは除外した。

なお、膨大な数の全 ODA プロジェクトの中から TVET プロジェクトを抽出するにあたり、最初の段階で、プロジェクト名から判断し、上記の定義から外れると思われる案件については、スクリーニングを行った。このため、一部に選定漏れがある可能性は否定できないことも本リストの限界として付記する。

(3) 高等教育

高等教育機関（UNESCO ISCED レベル 5～8）の設立・強化を目的としたプロジェクト及び留学事業を選定した。なお、高等教育機関の社会貢献活動の強化をつうじて、高等教育以外のセクターの開発に貢献するプロジェクトも含めた。

3. 地域分類と国名について

本プロジェクトリストで試用する国名、地域名、地域分類は、「国際協力機構年次報告書 2017」の記載および分類方法に従った。具体的な分類は、別添を参照のこと。

i JICA ウェブサイト「事業の概要」

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tech_pro/summary.html

(2019年5月13日閲覧)

ii 1984年度～1986年度の実績は「我が国の政府開発援助<国別実績>」、1987年度～2000年度の実績は「我が国の政府開発援助 下巻」、2001年度～2015年度は「政府開発援助（ODA）国別データブック」を参照した。ただし、明らかにこれらの資料に掲載されているデータが間違っていると思われる箇所は、当該案件の報告書、「経済協力の現状と問題点（経済協力白書）」など複数のソースを確認・検討の上、修正した。

iii JICA ウェブサイト「無償資金協力の概要」

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/summary.html

(2019年5月13日閲覧)

iv ii に同じ。

v JICA ウェブサイト「円借款の概要」

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/finance_co/about/overview/index.html

(2019年5月13日閲覧)

vi JICA ウェブサイト「円借款案件検索」 https://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/

別添

地域分類と国名表記

地域分類 (大分類)	地域分類 (小分類)	国名
アジア	東南アジア地域	インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス
	東アジア地域	大韓民国、中華人民共和国、香港、マカオ、モンゴル
	南アジア地域	アフガニスタン、インド、スリランカ、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、ブータン、モルディブ
	中央アジア・ コーカサス地域	アゼルバイジャン、アルメニア、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、ジョージア、タジキスタン、トルクメニスタン
大洋州	大洋州地域	オーストラリア、キリバス、グアム、クック諸島、サモア、ソロモン、ツバル、トンガ、ナウル、ニウエ、ニューカレドニア、ニュージーランド、バヌアツ、パプアニューギニア、パラオ、フィジー、マーシャル、マリアナ諸島、ミクロネシア
北米・ 中南米	中米・カリブ 地域	アンティグア・バーブーダ、英領モンセラット、エルサルバドル、ガイアナ、キューバ、グアテマラ、グレナダ、コスタリカ、ジャマイカ、スリナム、セントクリストファー・ネーヴィス、セントビンセント、セントルシア、ドミニカ、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ、ニカラグア、ハイチ、パナマ、バハマ、バルバドス、プエルトリコ、ベリーズ、ホンジュラス、メキシコ、蘭領アンティル
	南米地域	アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、コロンビア、チリ、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、ボリビア
	北米地域	アメリカ合衆国、カナダ
中東	中東地域	アラブ首長国連邦、アルジェリア、イエメン、イスラエル、イラク、イラン、エジプト、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、シリア、チュニジア、バーレーン、パレスチナ、モロッコ、ヨルダン、リビア、レバノン
アフリカ	アフリカ地域	アンゴラ、ウガンダ、エチオピア、エリトリア、ガーナ、カーボヴェルデ、ガボン、カメルーン、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、コートジボワール、コモロ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ、ザンビア、シエラレオネ、ジブチ、ジンバブエ、スーダン、スワジランド、赤道ギニア、セーシェル、セネガル、ソマリア、タンザニア、チャド、中央アフリカ、トーゴ、ナイジェリア、ナミビア、ニジェール、ブルキナファソ、ブルンジ、ベナン、ボツワナ、マダガスカル、マラウイ、マリ、南アフリカ共和国、南スーダン、モザンビーク、モーリシャス、モーリタニア、リベリア、ルワンダ、レソト
欧州	欧州地域	アイスランド、アイルランド、アルバニア、イタリア、ウクライナ、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、キプロス、ギリシャ、クロアチア、コソボ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、デンマーク、ドイツ、トルコ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ポルトガル、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マルタ、モナコ、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、ルーマニア、ロシア